

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付（移送費）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に契約社員として雇用され、製品の組立て業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、会社工場において、走ってきた同僚と接触し、右肩を強打した。請求人は、同日、Cクリニックに受診し、「右上腕挫傷、右鎖骨挫傷」の傷病名で加療したが、痛みがとれないため、同年〇月〇日、D病院に受診し、「右肩腱板損傷の疑い、右肩関節後方脱臼、右肩関節前方脱臼」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付（移送費）を請求したところ、監督署長は、D病院への通院に係る移送費については、移送費の支給要件を満たしていないとして、これを支給しない旨の処分をした（以下「本件処分」という。）ことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人のD病院への通院に係る療養補償給付（移送費）について、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 労災保険法第13条第2項第6号の「移送」として療養上相当と認められる療養の給付の範囲については、厚生労働省労働基準局長が、「移送の取扱いについて」（昭和37年9月18日付け基発第951号、平成20年10月30日付け基発第1030001号により一部改正。以下「通達」という。）を発出しており、当審査会としても同通達が定める要件は妥当であると考えことから、以下、通達に基づいて検討する。
- (2) 決定書理由に説示するとおり、請求人の勤務地及び居住地若しくは勤務地に隣接する市町村には、請求人の本件傷病の診療に適すると考えられる労災保険指定医療機関が複数存在することが認められる。
- (3) 請求人は、要旨、肩の専門医でなければ、病態を見誤る可能性があるとするE医師からの説明を根拠として、近隣に適切な医療機関がないと主張するが、同医師の見解は、平成〇年〇月〇日付け同医師作成の意見書をみるも、請求人の病態について、D病院でなければ対応できないと述べたものとは判断できず、また、平成〇年〇月〇日付け労働局受付の療養補償給付たる療養の給付請求書添付の診療費請求内訳書には、診察内容の摘要欄に労災機能回復訓練指導であると記載されている。

当審査会としては、請求人に行われたこうした処置の内容を勘案すると、本件傷病は、請求人の勤務地もしくは居住地に隣接する市町村の労災保険指定医療機関で治療することができないとは判断し得ず、よって、請求人のD病院への通院に係る療養補償給付（移送費）の請求については通達の定める支給要件を満たしていないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。